

2022年9月14日

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 米山 久
(コード番号：3175 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 副本部長 落合 陽介
(TEL 03-6435-8440)

第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、米山久氏（以下「米山氏」といいます。）に対して、第三者割当の方法により新株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	2022年9月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 445,500株
(3) 発 行 価 額	1株につき449円
(4) 調 達 資 金 の 額	200,029,500円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法により米山氏に普通株式445,500株を割り当てます。
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることが条件となります。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

現時点におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」といいます。）のワクチン接種の促進等により、経済活動の再開に向けた動きが見られました。しかしながら、一度減少した新型コロナウイルス感染者数が再び急激に増加に転じたことによる来店客数の減少や、ウクライナ情勢の長期化に端を発した円安やエネルギー価格の上昇による原材料価格の高騰など、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、かつ、不確実性の高い状況が継続しております。このような経営環境の中、当社業績は、2023年3月期第1四半期連結会計期間において、売上高は3,740百万円（前年同期比170.9%増）となったものの、営業損失は663百万円、経常損失は77百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は78百万円となり、2022年6月末日における純資産額は403百万円となりました。

当社グループは、人々における居酒屋需要の減少及び「居酒屋離れ」という居酒屋を取り巻く消費環境の急激な変化に対応し、付加価値の高い商品の開発や販売サービスの更なる強化と多様化に取り組むとともに、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じ、お客様及び従業員の安全と健康を守ることを最優先に取り組みながら、業績の回復を目指しております。

かかる取り組みの一環として、当社は、老朽化した内装を改修し、また、店舗デザインを刷新することで、既存の居酒屋イメージ及び「居酒屋離れ」からの脱却を図り、集客力の向上を図りな

がら、あわせて、レイアウト変更を行うことにより、店舗オペレーションの改善を図る予定です。

また、当社は、当社を取り巻く上記経営環境の中、中長期的な利益の最大化を図るための構造改革を実施してまいります。すなわち、ウィズコロナ社会における傾向として、歓送迎会等の居酒屋における大人数での外食需要は大幅に減少し続けている一方で、居酒屋以外の専門店舗態については、新型コロナウイルスの影響を受けているものの、居酒屋に比べ、売上高の回復が相対的に早い傾向が見られます。かかる傾向を踏まえたうえで、当社は、中長期的な利益の最大化を図るための構造改革として、既存の居酒屋事業における売上高を最大化することに加え、需要が増加している居酒屋以外の専門店事業への転換等を含めた事業ポートフォリオの転換を加速することが必要であると考えております。そして、かかる構造改革の具体的な施策の一つとして、当社は、新型コロナウイルスの感染が収束した後においても、コロナ禍における人々の行動パターンの変化等により、集客の回復が難しく採算を維持することが困難であると予想される既存店舗の一部からまずは撤退する予定です。

当社としては、当社の構造改革の一環としての上記各施策を実現するための資金需要が存在する一方、新型コロナウイルスの感染状況及び世界的な経済情勢の見通しが困難である中、経営の安定性を維持するため、手許資金を確保することも必要になります。

このように、当社の手許資金を確保しながらも、店舗改装及び既存店舗からの撤退を早急に着手し、当社の構造改革を早期に実現するためには、早期に多額の資金を調達する必要があります。当社は、かかる資金調達の方法を多面的に検討し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが現在の当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200,029,500 円	5,000,000 円	195,029,500 円

(注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2022年9月13日（火）現在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

(注) 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用3百万円、登録免許税及び司法書士費用合計2百万円を見込んでおります。

(注) 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当増資により当社が調達する資金合計195,029,500円の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
① 収益改善に資する内装造作等の改修費用	150百万円	2022年10月～ 2023年3月
② 撤退店舗の解体費用	45百万円	2022年10月～ 2023年3月
合計	195百万円	

(注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注) 2. 上記の金額は、本第三者割当増資の全額の払込みがなされた場合を前提としており、当該全額の払込みがなされた場合、上記①及び②の使途に按分して充当することを想定しています。

上記の差引手取概算額195百万円に関する、より具体的な使途につきましては以下のとおりです。

① 収益改善に資する内装造作等の改修費用

わが国の社会活動は、新型コロナウイルスの感染拡大と減少を繰り返しながら、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつも、経済活動の活発化を図るウィズコロナ社会へと、徐々に移行してきています。かかるウィズコロナ社会においては、経済活動の活発化を図ることを目的として、外出自粛規制等の感染防止措置が緩和され、その結果、当社の既存店の一部においても、業績が回復してきております。しかし、新型コロナウイルスの影響の長期化によって、大人数での居酒屋利用が減少した結果、「居酒屋離れ」がウィズコロナ社会においても継続していることに加え、円安や、ウクライナ情勢の長期化に端を発したエネルギー価格の上昇等による原材料価格の高騰などの状況もあり、当社を取り巻く経営環境としては、依然として厳しい状態が続いております。そこで、当社としては、外出自粛規制等の感染防止措置の緩和による現在の業績の回復を一時的なものに留めず、アフターコロナ下においても継続的に業績改善を維持するために、収益改善及び店舗オペレーションの改善に向けた既存店舗の内装改修を行う予定です。具体的には、老朽化した内装を改修し、各店舗の客層の嗜好にあわせたデザインに刷新することで、既存の居酒屋イメージ及び「居酒屋離れ」からの脱却を図り、集客力の向上を図る予定です。また、当社は、DX推進によるオペレーションの効率化とオペレーションの効率化による人件費削減に取り組んでおりますが、かかるDX推進及びオペレーションの効率化に対応したレイアウトに内装を変更し、さらなる人件費削減に取り組む予定です。かかる店舗改装費用については、地域、店舗の面積及び物件の条件等により変動しますが、1店舗当たり2百万円～3百万円程度の費用を見込んでおり、2022年10月から2023年3月にかけて合計58店舗程度の店舗について改装を行う見込みです。費用の内訳は、内装工事費用及び什器備品の購入費用であります。

② 撤退店舗の解体費用

上記のとおり、現状、当社の既存店舗において、売上の回復が見られる店舗も一部存在する一方、新型コロナウイルスの影響の長期化により形成された新たな社会風土や、ウクライナ情勢の長期化に端を発した円安やエネルギー価格の上昇等による原材料価格の高騰により、当社にとっては、厳しい経営環境が継続することが予想されます。そのため、当社では、中長期的な利益の最大化を図るための構造改革の一環として、新型コロナウイルスの感染が収束した後においても、コロナ禍における人々の行動パターンの変化等により、デザインやレイアウトの変更を行ったとしても集客の回復が難しく採算を維持することが困難であると予想される既存店舗の一部から撤退する予定です。かかる撤退費用については、地域、店舗の面積及び物件の条件等により変動しますが、1店舗当たり6百万円～7百万円程度の費用を見込んでおり、2022年10月から2023年3月にかけて合計8店舗程度の店舗の撤退を行う見込みです。費用の内訳は、備品の撤去費用及び店舗建物の解体費用であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的には、当社の既存株主の利益向上に繋がるものと考えており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2022年9月14日付の本取締役会決議の前営業日である2022年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である449円といたしました。これは、本取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであると判断して

おります。

なお、当該発行価額 449 円は、本取締役会決議日の前営業日である 2022 年 9 月 13 日の直前 1 ヶ月間（2022 年 8 月 14 日から 2022 年 9 月 13 日）における当社普通株式の終値の平均 443 円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は 1.35%、同直前 3 ヶ月間（2022 年 6 月 14 日から 2022 年 9 月 13 日）における当社普通株式の終値の平均 445 円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は 0.90%、同直前 6 ヶ月間（2022 年 3 月 14 日から 2022 年 9 月 13 日）における当社普通株式の終値の平均 448 円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は 0.22%となります。

また、当社は上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査等委員兼社外取締役である田路至弘氏から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資による新株発行 445,500 株（議決権数 4,455 個）は、2022 年 9 月 14 日時点の当社発行済株式総数 10,391,950 株に対して 4.29%（当該株式に係る総議決権数 101,037 個に対する議決権数の割合は 4.41%）であります。また、割当予定先は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を中長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資による当社普通株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、今回予定している既存店舗の内装改修、一部店舗の撤退、及び割当先が経営者としてさらに責任を持って取り組むことは、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	米山 久	
(2) 住所	東京都八王子市元八王子町二丁目 1100 番地	
(3) 職業	当社 代表取締役	
(4) 上場会社と割当予定先との関係	資本関係	米山氏は、当社普通株式 5,189,900 株を所有しております。
	人的関係	米山氏は、当社の代表取締役であります。
	取引関係	当社と米山氏が全株式を保有している MTR インベストメント株式会社との間で、施設利用に係る取引があります。また、当社が運営する店舗不動産 1 店舗の賃借に係る賃料債務について、米山氏が無償で債務保証をしております。

(注) 1. 米山氏は、当社の代表取締役であるところ、同氏は、当社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（2022 年 7 月 7 日付）の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「取締役会や社内会議等において注意を促しており、当社の役職員全員も反社会的勢力との関係は一切ありません」と述べており、具体的には、警視庁OBを総務関連の嘱託社員として採用の上、全役職員を対象とした教育を実施など行っていることを確認しております。

(注) 2. 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2022 年 3 月 31 日現在の株主名簿によるもので

あります。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である米山氏は、当社の筆頭株主であるとともに、当社の代表取締役であります。代表取締役である米山氏が自ら追加の資金を投じ、当社の自己資本を拡充することで、当社の企業価値向上に経営者としてさらに責任を持って取り組むことに繋がると考え、当社は、米山氏を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である米山氏の保有方針に関して、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を中長期保有する方針である旨を確認しております。また、当社は、米山氏について、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を、中長期的に継続して保有することができることにつき、口頭で確認している他、資産レポート、預金通帳の写し等により確認しております。なお、当社は、米山氏から、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に、本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、米山氏から、同氏の保有する銀行口座に係る預金通帳の写しを取得し、2022年9月9日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であることを確認しております。また、当該銀行口座の残高のうち、49百万円は、米山氏の保有資産を売却（以下「米山氏売却資産」といいます。）したことにより賄われていること、72百万円は、米山氏が、100%の株式を保有しているシンガポールの法人であるREKOOK SINGAPORE PTE LTD（以下「REKOOK」といいます。）からの借入れにより賄われていること（なお、REKOOKの米山氏への貸付原資は、REKOOKがシンガポールにおいて保有する資産を売却（以下「REKOOK売却資産」といいます。）して得た金員により賄われております。）、残りの90百万円は、米山氏の資産管理会社であるMTRインベストメント株式会社（以下「MTR社」といいます。）からの借入れにより賄われていることを米山氏売却資産及びREKOOK売却資産の売買契約書の写し、米山氏及びMTR社の預金通帳の写し並びに米山氏とREKOOKとの金銭消費貸借契約書及び米山氏とMTR社との金銭消費貸借契約書それぞれの写しにより確認しました。

7. 本第三者割当増資後の大株主及び特株比率

本第三者割当増資前 (2022年3月31日現在)		本第三者割当増資後	
米山 久	50.23%	米山 久	52.00%
MIR インベストメント株式会社	6.53%	MIR インベストメント株式 会社	6.23%
オイシックス・ラ・大地株式会 社	5.44%	オイシックス・ラ・大地株式 会社	5.19%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3.36%	日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	3.20%
ゲームフリーク 1号基金投資事 業有限責任組合	1.87%	株式会社エー・ピーホールデ ィングス	1.78%
株式会社 ONDERAGROUP	0.97%	ゲームフリーク 1号基金投資 事業有限責任組合	0.93%

エー・ピーカンパニー従業員持株会	0.61%	株式会社 ONDERAGROUP	0.58%
里見 順子	0.58%	エー・ピーカンパニー従業員持株会	0.55%
吉野 勝己	0.47%	里見 順子	0.45%
野村證券株式会社	0.39%	吉野 勝己	0.37%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2022年3月31日現在における発行済株式総数（自己株式数を除きます。）を基準としております。

(注) 2. 割当後の大株主及び持株比率は、当社普通株式 445,500 株が発行された後の発行済株式数に基づき記載しております。

(注) 3. 当社は、上記のほか自己株式 225 千株(2022年3月31日現在)を保有しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の2023年3月期連結業績に与える影響は軽微な見込です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東証の定める有価証券上場規定第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項について

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

米山氏は、当社普通株式 5,189,900 株（所有割合：51.35%）を所有しており、当社の支配株主に該当しており、また、米山氏を割当予定先とする本第三者割当増資は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との取引等に該当します。

当社は、2022年7月7日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引が発生する場合、市場実勢価格を勘案し、他の一般取引と同様の条件のもとに行い、少数株主に不利益にならないよう対応いたしますことを指針として定めております。

米山氏を割当予定先とする本第三者割当増資に際しては、上記「5.（1）発行価額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、当社普通株式の直近の株価として2022年9月14日付の本取締役会決議の前営業日である2022年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を発行価額としております。また、当社は、少数株主保護の観点から下記「（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じ、公正かつ適切な手続を経て決定しており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の代表取締役である米山氏は、本第三者割当増資の検討及び決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本第三者割当増資に関する取締役会の決議には参加しておりません。

下記「（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社では、本第三者割当増資に関する公平性を担保するため、当社との間に利害関係を有せず、少数株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役から、本第三者割当増資は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を2022年9月14日に取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係の

ない者から入手した意見の概要

当社は、当社との間に利害関係を有せず、少数株主と利益相反が生じるおそれのない当社の監査等委員兼社外取締役である田路至弘氏に対して、①本第三者割当増資の目的の正当性及び合理性、②本第三者割当増資を選択することの合理性、③本第三者割当増資の取引条件の公正性及び妥当性、並びに、④本第三者割当増資の手續の公正性のそれぞれを踏まえ、本取引に係る決定が、当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問しました。

当該社外取締役は、当社から、本第三者割当増資の目的及び経緯、当社普通株式に係る発行価額その他の諸条件、本第三者割当増資に関する当社の意思決定における手續の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。

その結果、当社は、当該社外取締役（以下「当職」という。）より、大要以下の内容の意見書を2022年9月14日に取得しております。

第1 意見

本第三者割当増資は、当社の少数株主にとって不利益なものではないといえる。

第2 照会事項に対する意見の検討過程

1. 本第三者割当増資の目的の正当性及び合理性

(1) 当社の事業内容、事業環境、経営課題及び改善施策

当職が当社から受けた説明及び資料によれば、当社が本第三者割当増資を検討する前提として、当社の事業内容、事業環境、経営課題及び改善施策について、以下のとおり考えているとのことである。

① 当社の事業内容

当社及び当社の関係会社は、当社及び連結子会社（(株)イー・ピーカンパニー、(株)地頭鶏ランド日南、(株)新得ファーム、AP Company International Singapore Pte., Ltd.、(株)イーピーアセットマネジメント、(株)カゴシマバンズ、イー・ピー投資事業有限責任組合、新鮮組フードサービス(株)、AP Company USA Inc.、AP Company Kalakaua LLC、AP Bijinmen 1 LLC、(株)塚田農場プラス、AP Company HongKong Co., Limited.、PT. APC International Indonesia、(株)リアルテイスト、AP Place Hong Kong Co., LTD.、(株)AP スタンディングフーズ、(株)AP B.CUE、(株)AP Restory）並びに持分法適用会社である(株)都農ワイン及び(株)豊洲商産直市場の計22社で構成され、「食のあるべき姿を追求する」という共通の経営理念の下で、食産業において、地鶏や鮮魚等の食材の生産から流通、外食店舗を主とする販売までを一貫して手掛ける「生販直結モデル」による総合的な事業展開を行っている。

当社が行う事業の内容は、具体的には、①販売事業、及び②生産流通事業で構成され、特に①販売事業は、概ね、(i)塚田農場をはじめとする主として国内における居酒屋事業の運営を中心とする外食事業及び(ii)国内中食事業に区分されるが、全体の売上高に占める外食事業の比率は74.5%と、外食事業への依存度が高い。

② 当社の経営環境及び経営課題

ア 経営環境

現時点におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の促進等により、経済活動の再開に向けた動きが見られている。しかしながら、一度減少した新型コロナウイルス感染者数が再び急激に増加に転じたことによる来店客数の減少や、新型コロナウイルスの影響の長期化によって、大人数での居酒屋利用が減少した結果、「居酒屋離れ」がウィズコロナ社会においても継続している状況、さらには、ウクライナ情勢の長期化に端を発した円安やエネルギー価格の上昇による原材料価格の高騰など、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、かつ、不確実性の高い状況が継続している。

イ 経営課題

(ア) 既存店舗における収益改善

上述の経営環境が存在する中で、当社としては、依然として売上高における外食事業（とりわけ居酒屋事業）への依存度が高いことから、特に、ウィズコロナ社会における「居酒屋離れ」という、居酒屋を取り巻く消費環境の急激な変化に対応する必要があると認識している。具体的には、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながらも、ウィズコロナ社会における集客力の向上及びコストの削減を図ることにより、既存店舗の収益の改善を行い、業績の回復を目指すことが喫緊の経営課題であると認識している。

(イ) 事業ポートフォリオの転換

上述の、当社にとって厳しい経営環境は、依然として継続することが予想されるため、当社としては、中長期的な利益の最大化を図るための構造的な改革を行う必要があると認識している。すなわち、ウィズコロナ社会における傾向として、歓送迎会等の居酒屋における大人数での外食需要は大幅に減少し続けている一方で、居酒屋以外の専門店業態については、新型コロナウイルスの影響を受けているものの、居酒屋に比べ、売上高の回復が相対的に早い傾向が見られる。かかる傾向を踏まえたうえで、当社は、中長期的な利益の最大化を図るための構造改革として、既存の居酒屋事業における売上高を最大化することに加え、需要が増加している居酒屋以外の専門店事業への転換等を含めた事業ポートフォリオの転換を加速することが喫緊の経営課題であると認識している。

ウ 具体的な改善施策

(ア) 既存店舗の収益改善に係る具体的施策

当社は、ウィズコロナ社会における既存店舗の集客力の向上という経営課題に対処するため、まずは老朽化した既存店舗を各店舗の客層の嗜好にあわせたデザインに刷新し、既存の居酒屋イメージからの脱却を図ることにより集客力の向上を図る予定である。さらに、当社は、既存店舗のコスト削減という経営課題に対処するため、DX推進によるオペレーションの効率化とオペレーションの効率化による人件費削減に取り組んでいるが、店舗の内装について、かかるDX推進及びオペレーションの効率化に対応したレイアウトに変更し、さらなる人件費削減に取り組む予定である。当社は、このような集客力の向上及び人件費の削減がともに既存店舗における収益の改善につながると認識しており、これを実現するため、各店舗の内装を改修することを計画している。

(イ) 事業ポートフォリオの転換に係る具体的施策

当社は、既存の居酒屋事業における売上高を最大化することに加え、需要が増加している居酒屋以外の専門店事業への転換等を含めた事業ポートフォリオの転換を加速するという経営課題に対処するための第一的な施策として、新型コロナウイルスの感染が収束した後においても、ウィズコロナ社会における人々の行動パターンの変化等により、集客の回復が難しく採算を維持することが困難であると予想される既存店舗の一部から撤退することを計画している。

(2) 資金使途

① 概要

本第三者割当増資により当社が調達する資金合計 200 百万円（差引手取概算額の合計 195 百万円）の具体的な使途は、以下のとおりである。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
①収益改善に資する内装造作等の改修費用	150 百万円	2022年10月～2023年3月
②撤退店舗の解体費用	45 百万円	2022年10月～2023年3月

合計	195 百万円	
----	---------	--

② 具体的使途

ア 収益改善に資する内装造作等の改修費用

当社は、既存店舗における収益改善に係る具体的施策として、店舗の内装造作等の改修を予定しており、2022年10月から2023年3月にかけて合計58店舗程度の店舗について改装を行う見込みである。かかる店舗改装費用については、地域、店舗の面積及び物件の条件等により変動するものの、1店舗当たり2百万円～3百万円程度の費用を見込んでいる。本第三者割当増資においては、対象となる店舗の内装造作等の改修費用のうち、150百万円を充当する予定である。なお、費用の内訳は、内装工事費用及び什器備品の購入費用を予定している。

イ 撤退店舗の解体費用

当社は、コロナ禍における人々の行動パターンの変化等により、デザインやレイアウトの変更を行ったとしても集客の回復が難しく採算を維持することが困難であると予想される既存店舗の一部から撤退することを予定しており、2022年10月から2023年3月にかけて合計8店舗程度の店舗の撤退を行う見込みである。かかる撤退費用については、地域、店舗の面積及び物件の条件等により変動するものの、1店舗当たり6百万円～7百万円程度の費用を見込んでいる。本第三者割当増資においては、当該店舗の撤退にかかる費用のうち、45百万円を充当する予定である。なお、費用の内訳は、備品の撤去費用及び店舗建物の解体費用を予定している。

(3) 検討

① 当社の認識する改善施策の合理性について検討するに、以下のとおり、当該改善施策はこれらの経営課題に直接対応し、一定の効果が想定されるものであって、合理的であると考えられる。

ア 既存店舗の収益改善

当社の主力事業である外食事業のうち、当社が主として行っている国内における居酒屋事業の市場規模は、若者のアルコール離れや高齢化による酒量減少等の事情から、1990年代をピークに年々縮小してきたが、かかる市場規模の縮小傾向は、新型コロナウイルスの影響により、大人数での宴会や外食につき自粛が要請されたことによって急速に加速した。外出自粛規制等の感染防止措置が緩和されたことにより、既存店の一部においては業績が回復してきたようではあるものの、ウィズコロナ社会においても、新型コロナウイルスの感染拡大を発端とする「居酒屋離れ」という社会風土は継続し、新たな生活様式として人々に定着しつつある。

当社は、このような「居酒屋離れ」という社会風土が定着しつつある経営環境が存在する中で、主力事業である居酒屋事業において生き残りを図るため、既存店舗における集客力を向上しつつ、同時に店舗オペレーションの改善によって業務の効率化を図り人員を削減することで、集客力の向上による売上の増加及び人件費の削減という両面から既存店舗における収益改善を図り、既存店舗の業績の回復を目指すことは、重要な経営課題であるといえる。

イ 事業ポートフォリオの転換

ウィズコロナ社会における傾向として、歓送迎会等の居酒屋における大人数での外食需要は大幅に減少し続けている一方で、居酒屋以外の専門店業態については、新型コロナウイルスの影響を受けているものの、居酒屋に比べ、売上高の回復が相対的に早いという傾向は現に存在する。かかる傾向を踏まえ、足元のみならず中長期的な利益の最大化を図るための構造改革として、需要が増加している居酒屋以外の専門店事業へ業態変更を含む事業ポートフォリオの転換を行うことは、重要な経営課題といえる。

② 経営課題対処の具体的施策

ア 既存店舗における収益改善に係る具体的施策

当社は、既存店舗における集客力を向上しつつ、同時に店舗オペレーションの改善によって業務の効率化を図り人員を削減することが既存店舗における収益改善につながると認識し、これを経営課題と設定しており、かかる経営課題は、上述のとおり重要である。

そして、市場規模が縮小傾向にある居酒屋業界の厳しい競争環境下で生き残るためには、他店舗との差別化が重要になるところ、既存店舗について、そのターゲットを一定の客層に絞り、当該客層の嗜好にあわせたデザインに店舗を刷新することにより、付加価値の高い商品の提供やサービスの品質改善を行うこと以上に、効率的に他店舗との差別化を図ることができ、集客力の向上を実現することができると考えられる。

また、店舗のレイアウトをオペレーションの効率化に対応した形に変更することにより、各従業員の業務の効率、生産性が向上すると考えられる。その結果、各店舗で稼働する従業員の人数を減らすことができ、人件費の削減が達成されると考えられる。よって、各店舗の内装の改修は、既存店舗における収益改善に資する施策といえる。

イ 事業ポートフォリオの転換に係る具体的施策

当社は、ウィズコロナ社会において需要が増加している居酒屋以外の専門店事業への転換等を含めた事業ポートフォリオの転換を加速することが中長期的な利益の最大化を図るための構造改革につながると認識し、これを経営課題と設定しており、かかる経営課題は、上述のとおり重要である。

そして、かかる経営課題に対処するためには、第一次的に、新型コロナウイルスの感染が収束した後においても、ウィズコロナ社会における人々の行動パターンの変化等により、集客の回復が難しく採算を維持することが困難であると予想される既存店舗の一部から撤退することが、事業ポートフォリオ転換のための第一歩となる施策といえる。

③ 資金使途の合理性

上述のとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金の具体的使途として、①収益改善に資する内装造作等の改修費用への充当、②撤退店舗の解体費用への充当を予定しているとのことである。この点、①収益改善に資する内装造作等の改修費用への充当は、既存店舗における集客力の向上及び人件費の削減のための具体的施策に対応するものであり、②撤退店舗の解体費用への充当は、事業ポートフォリオ転換に係る具体的施策に対応するものである。

(4) 小括

以上より、本第三者割当増資を行うことによって、当社の経営課題に対処することが可能となり、当社の企業価値向上に資するものであると考えられることから、本第三者割当増資の目的には、正当性及び合理性が認められる。

2. 本第三者割当増資を選択することの合理性

(1) 本第三者割当増資

本第三者割当増資は、当社が、第三者割当の方法により当社の普通株式を発行することによって資金を調達するものであるところ、既に割当予定先を確保していることからすれば、当社において必要とする資金を即時かつ確実に調達することが可能である。

(2) 他の資金調達方法

① 公募増資

公募増資においては、即時に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界がある。また、公募増資の場合には証券会社の引受審査等、検討や準備等にかかる時間も長く、実施の可否もその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右されるところ、一旦

実施のタイミングを逃すと、決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、数か月程度後ろ倒しになることも多いことから、柔軟性が低く、資金調達の機動性に欠ける面がある。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となる。

③ 新株予約権付社債（転換社債）

新株予約権付社債（転換社債）は、発行時点で必要額を確実に調達できるという利点もあるが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす。また、転換されずに償還される場合、当該償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場所、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明である。

④ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は、新株予約権者による権利行使があった時点において行使価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされるものであり、即時に資金調達を行うことが困難である。また、行使価額修正条項が付されることに伴い、今後当社の株価が下落した場合、現時点で想定していた額の資金を調達できない可能性が高い。

⑤ 新株予約権無償割当（ライツ・オフリング）

株主全員に対する新株予約権無償割当（ライツ・オフリング）には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるところ、コミットメント型ライツ・オフリングについては引受手数料等のコストが増大することが予想され、時価総額や株式の流動性による調達額の限界もある。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達額を事前に想定することが非常に困難となる。

⑥ 普通社債・銀行借入

当社としては、今後も継続すると考えられる厳しい経営環境に対処するための様々な施策を、機動的に策定し、実行しなければならないところ、機動性の高い有利子負債調達余力を残す必要があることから、当社の負債を増加させる普通社債・銀行借入による資金調達は望ましくない。

(3) 小括

以上を踏まえれば、当社が資金調達方法として本第三者割当増資を選択したことは相当である。

3. 本第三者割当増資の取引条件の公正性及び妥当性

(1) 本第三者割当増資の取引条件

発行価額については、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2022年9月14日付の取締役会（以下「本取締役会」という。）決議の前営業日である2022年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である449円とされている。これは、本取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであるといえる。

なお、当該発行価額449円は、本取締役会決議日の前営業日である2022年9月13日の直前1ヶ月間（2022年8月14日から2022年9月13日）における当社普通株式の終値の平均443円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は1.35%、同直前3ヶ月間（2022年6月14日から2022年9月13日）

における当社普通株式の終値の平均 445 円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は 0.90%、同直前 6 ヶ月間（2022 年 3 月 14 日から 2022 年 9 月 13 日）における当社普通株式の終値の平均 448 円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は 0.22%となる。

以上の払込金額の算定根拠については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に不合理な点は認められないと考えられる。

以上より、本第三者割当増資における発行条件等は相当である。

(2) 取引条件決定の過程

本第三者割当増資の取引条件を決定するにあたって、当社は、米山氏を、利益相反の問題を排除する観点から、当該決定の過程から排除しており、米山氏の影響なく、本第三者割当増資の取引条件は決定されている。この点から、本第三者割当増資の取引条件決定の過程についても、特に不合理な点は認められないと考えられる。

(3) 小括

以上のとおり、本第三者割当増資において米山氏に割り当てられる普通株式の発行価額については、上述のとおり、その相当性が認められ、本第三者割当増資の取引条件の公正性及び妥当性が認められると考えられる。

4 本第三者割当増資の手續の公正性

(1) 割当予定先の相当性

① 割当予定先の選定

割当予定先である米山氏は、当社の筆頭株主であるとともに、当社の代表取締役である。代表取締役である米山氏が自ら追加の資金を投じ、当社の自己資本を拡充することで、当社の企業価値向上に経営者としてさらに責任を持って取り組むことに繋がると考え、当社は、米山氏を割当予定先として選定した。

② 割当予定先の属性

割当予定先である米山氏は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社の代表取締役であるところ、当職は、当社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（2022 年 7 月 7 日付）の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「取締役会や社内会議等において注意を促しており、当社の役職員全員も反社会的勢力との関係は一切ありません」と述べたうえで、具体的には、「警視庁OBを総務関連の嘱託社員として採用の上、全役職員を対象とした教育を実施」などしていることを確認した。

③ 割当予定先の払込みに要する財産の存在

当職は、米山氏から、同氏の保有する銀行口座に係る預金通帳の写しを取得し、2022 年 9 月 14 日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本第三者割当増資に係る同人による払込金額を上回る金額であることを確認した。また、当該銀行口座の残高のうち、49 百万円は、米山氏の保有資産を売却（以下「米山氏売却資産」という。）したことにより賄われていること、72 百万円は、米山氏が 100%の株式を保有しているシンガポールの法人である REKOOK SINGAPORE PTE LTD（以下「REKOOK」という。）からの借入れにより賄われていること（なお、REKOOKの米山氏への貸付原資は、REKOOKがシンガポールにおいて保有する資産を売却（以下「REKOOK売却資産」という。）して得た金員により賄われている。）、残りの 90 百万円は、米山氏の資産管理会社である MTR インベストメント株式会社（以下「MTR社」という。）からの借入れにより賄われていることを米山氏売却資産及び REKOOK 売却資産の売買契約書の写し、米山氏及び MTR 社の預金通帳の写し並びに米山氏と REKOOK との金銭消費貸借契約書及び米

山氏とMTR社との金銭消費貸借契約書それぞれの写しにより確認した。

④ 小括

以上を踏まえれば、本第三者割当増資における割当予定先は相当である。

(2) 当社法務アドバイザーからの助言

本第三者割当増資の過程において、当社は、本第三者割当増資の公正性を担保するために、当社の法務アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本第三者割当増資の過程、方法その他本第三者割当増資実行という意思決定を行うにあたっての留意点等について、助言を受けている。

(3) 本第三者割当増資の検討過程等からの米山氏の排除

本第三者割当増資の取引条件の決定過程のみならず、本第三者割当増資の検討過程全般において、当社は、利益相反の問題を排除する観点から、割当予定先である米山氏の関与を排除している。

(4) 特別利害関係取締役である米山氏の決議からの排除

さらに、当社は、利益相反を回避するため、本取締役会における本第三者割当増資に関する決議に、米山氏を参加させないことを予定している。

(5) 小括

以上の事情から、本第三者割当増資の手続において、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在せず、本第三者割当増資において公正な手続は履践されているといえる。

5. まとめ

以上のとおり、上述1乃至4の各観点から総合的に検討すると、本第三者割当増資は、当社の企業価値向上に資するものであり、取引条件、手続の観点からも、当社の少数株主に不利益なものであることを窺わせる事情は特段認められず、当社の本第三者割当増資を行うことについての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないといえる。

6. 結論

以上を踏まえ、当職は、上述のとおり、照会事項に対して意見を述べる。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	23,072,412千円	8,941,797千円	7,997,883千円
営業利益	45,312千円	△3,611,540千円	△3,769,918千円
経常利益	11,199千円	△2,357,946千円	1,598,512千円
親会社株主に帰属する当期純利益	117,443千円	△3,546,740千円	31,415千円
1株当たり当期純利益	16.31円	△474.64円	3.11円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	202.92円	△84.94円	△83.31円

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・ 第三者割当による普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行

払込期日	普通株式 2021年2月26日
	A種優先株式 2021年3月29日
	B種優先株式 2021年3月29日

調達資金の額	2,540,050,700円(差引手取概算額:2,430,050,700円)
発行価額	普通株式 1株につき427円 A種優先株式 1株につき1,000,000円 B種優先株式 1株につき1,000,000円
募集時における発行済株式数	7,427,850株
当該募集による発行株式数	普通株式 2,904,100株 A種優先株式 1,000株 B種優先株式 300株
募集後における発行済株式総数	普通株式 10,331,950株 A種優先株式 1,000株 B種優先株式 300株
割当先	普通株式 米山 久 2,342,000株 オイシックス・ラ・大地株式会社 562,100株 A種優先株式 R K D エンカレッジファンド投資事業有限責任組合 1,000株 B種優先株式 S B ・ A 2号投資事業有限責任組合 300株
発行時における当初の資金使途	業態変更等の為の店舗設備投資 800百万円 有利子負債削減のための借入金の返済資金 1,000百万円 運転資金 630百万円
発行時における支出予定時期	業態変更等の為の店舗設備投資 2021年4月～2022年3月 有利子負債削減のための借入金の返済資金 2021年3月～2022年3月 運転資金 2021年4月～2022年3月
現時点における充当状況	業態変更等の為の店舗設備投資 800百万円 有利子負債削減のための借入金の返済資金 1,000百万円 運転資金 630百万円 充当額合計 2,430百万円

(3) 最近の株価の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	506円	405円	470円
高 値	675円	534円	550円
安 値	362円	355円	410円
終 値	423円	473円	451円

	2022年 4月	2022年 5月	2022年 6月	2022年 7月	2022年 8月	2022年 9月
始 値	444円	446円	453円	451円	448円	441円
高 値	454円	455円	465円	458円	450円	452円
安 値	435円	440円	440円	441円	440円	440円
終 値	449円	453円	448円	445円	443円	449円

※9月の株価については、2022年9月13日現在で表示しております。

12. 発行要領

- | | | |
|----------------|--------|--------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 445,500株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき | 449円 |
| (3) 発行価額の総額 | | 200,029,500円 |

- | | | |
|--------------------|---|---------------|
| (4) 増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 | 100,014,750 円 |
| | 資本準備金 | 100,014,750 円 |
| (5) 払込期日 | 2022年9月30日 | |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による | |
| (7) 割当予定先及び株式数 | 米山久氏 | 445,500 株 |
| (8) その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 | |

以上